

緊急経済対策特別支援資金（伴走支援枠）のご案内

県では、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている県内中小企業者等の皆様の経営改善を支援するため、「緊急経済対策特別支援資金（伴走支援枠）」を実施するとともに、同資金を利用する際の信用保証料を補助します。

1 融資対象者

県内に事業所を有し、愛媛県信用保証協会の定める保証対象業種に属する事業を営む中小企業者及び組合で、次の要件のいずれかに該当し、経営行動に係る計画を策定する方

- (1) セーフティネット保証4号認定を受けていること
- (2) セーフティネット保証5号認定を受けていること
- (3) 次のいずれかに該当すること
 - ① 最近1か月間の売上高が前年同月のそれと比較して5%以上減少していること
 - ② 最近1か月間の売上高総利益率が前年同月又は直近決算のそれと比較して5%以上減少していること
 - ③ 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期のそれと比較して5%以上減少していること
 - ④ 最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月又は直近決算のそれと比較して5%以上減少していること
 - ⑤ 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期のそれと比較して5%以上減少していること

○各保証の詳細については、中小企業庁のHPをご確認ください。

⇔ **セーフティネット保証** 🔍 **検索** ⇨

2 融資条件

対象となる方	「1 融資対象者」の(1)(2)	「1 融資対象者」の(3)
資金使途	運転資金・設備資金・借換資金	
融資限度額	1億円	
融資期間 (うち据置期間)	10年以内(5年以内)	
融資利率	年1.50%以内 ※新型コロナウイルス感染症に係る無利子・無担保融資の借換のみに利用する場合は年1.0%以内	
保証料率	0%《保証料のご負担はありません》	年0.0~0.95%

3 添付書類（詳しくは金融機関と信用保証協会の窓口にお問い合わせください。）

信用保証協会所定の申込資料のほか

- (1) 経営行動計画書
- (2) 市町長の認定書 [融資対象(1)(2)の方]
- (3) 売上高・利益率減少要件確認書 [融資対象(3)の方]

4 取扱金融機関（融資の相談・申込み）

伊予銀行、愛媛銀行、愛媛信用金庫、東予信用金庫、川之江信用金庫、宇和島信用金庫、商工組合中央金庫松山支店、中国銀行、広島銀行、山口銀行、阿波銀行、百十四銀行、四国銀行、徳島大正銀行、香川銀行、高知銀行、観音寺信用金庫、みずほ銀行、三井住友銀行

5 実施期間 令和5年1月10日から令和6年3月31日まで

※ 融資及び保証については、金融機関及び信用保証協会による審査の結果、ご希望に添いかねる場合があります。

※ 信用保証料の補助については、予算の上限に達した時点で終了させていただきます。

【制度に関するお問合せ先】

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課金融係
TEL:089-912-2481 FAX:089-912-2479

愛媛県信用保証協会業務統括部保証企画課
TEL:089-931-2119 FAX:089-931-1026